

国民年金の保険料納付が困難な学生の方へ

学生納付特例の手続を

学生納付特例の対象者は？

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生に対しては、申請によって在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

学生とは？

学生納付特例という学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生で、夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。なお、私立の各種学校については、修業年限が1年以上の課程の場合は都道府

県知事の認可を受けた学校に限り、また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限りません。

所得基準は？

学生納付特例には所得基準があり、本人の所得が次の額以下の場合に対象となります。18万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

年金との関係は？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付済期間（保険料免除期間を含む）が25年以上必要です。学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の

受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象となる期間には含まれません。

申請書の提出先は？

申請書の提出先は、住民登録している市区町村の窓口です。

また、平成20年4月から、在学する大学等の窓口でも申請手続ができるようになりました。大学等の窓口で申請手続を行うためには、在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、よく確認してください。

必要な添付書類は？

- 年金手帳
- 学生等であることを証明する書類（在学証明書または学生証などの写し）。ただし、申請手続を行う際に市区町村役場の窓口で直接これらを提示する場合は添付の必要はありません。
- 前年所得の状況を明らかにすることができる書類

申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受けることができない場合もありますので、注意してください。

石巻年金事務所
0225521511
02264611373

年金相談会の開催

石巻年金事務所では、平成26年度においても南三陸町役場を会場に出張相談会を開催します。

- ◇開催日 5月13日(火)、7月8日(火)、9月9日(火)、11月11日(火)、1月13日(火) 3月10日(火)
- ◇受付時間 午前10時から午後3時30分
- ◇開催場所 役場1階相談室
- ◇主な相談内容
 - 年金に関する相談や手続き（老齢年金・遺族年金等）、手帳等の再交付申請
 - 年金記録やねんきん定期便に関する相談
 - 国民年金や後納制度に関する相談や申請 等
- ◇本人確認（持ってくるもの）
 - 年金手帳、年金証書、国民年金保険料納付書等基礎年金番号のわかるもの、運転免許証、健康保険証
 - 代理人の方は運転免許証等代理人自身の本人確認ができるもの及び委任状

町内における空間放射線量測定情報

■空間放射線量

単位：マイクロシーベルト/時、地表からの高さ50センチメートルにて測定、測定日：4月1日(火)から9日(水)

測定地点	測定値	測定地点	測定値
役場庁舎	0.05	志津川小学校	0.07
神割崎	0.05	入谷小学校	0.07
波伝谷漁港	0.04	伊里前小学校	0.07
水尻川中流部	0.06	志津川中学校	0.08
入谷さんさん館	0.07	歌津中学校	0.07
伊里前川中流部	0.08	志津川保育所	0.08
吉野沢団地	0.06	伊里前保育所	0.06
泊浜	0.04	名足保育園	0.05
名足仮設団地	0.06	平成の森(地表1m)	0.04
水塚峠	0.08	田東山頂	0.08

現在、環境省が定めた除染のガイドラインとして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(年間1ミリシーベルト以上)の放射線量が計測された場合は除染作業を行うことが定められておりますが、上記の表のとおり町内に該当する場所はありません。

問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528

■町内産農林水産物中の放射性セシウム測定結果

(単位：ベクレル/kg)
◇結果：基準を満たしています。(基準値=100ベクレル/kg)

品目	採取日	測定値(検出下限値)
菌床しいたけ(ハウス)、なばな(ハウス)、ほうれんそう(ハウス)	2月25日(火)～3月31日(月)	不検出(11未満)
オキアミ、生ワカメ、生メカブ、生ホヤ	2月3日(月)～4月2日(水)	不検出(12.6未満)

■町内産農林水産物の出荷制限 (4月10日(木)現在)

県等による放射線検査を実施した結果、露地栽培の原木しいたけ、こしあぶら、クロダイ、スズキについて引き続き出荷制限が行われており、市場には流通していません。

問い合わせ 産業振興課 ☎46-1378

平成26年度 農作業標準賃金について

農業委員会では下記のとおり平成26年度の農作業標準賃金を定めましたので農作業の受委託をする場合の参考にしてください。

また、農地の貸し借りをする場合の目安として賃借料を設定し情報提供しましたのでご参考ください。

平成26年度南三陸町農作業標準賃金協定表

1. 農作業賃金 6,000円

※実労働時間は、賄いなしの1日8時間を基準とします。

2. 賃耕・田植・刈取料金(10アール当たり)

種別	料金
水田耕耘料	6,500円
水田水かき	7,000円
同耕耘代かき料	12,000円
バインダーによる稲刈料	7,000円
機械田植(20～25箱を基準とする)	6,600円
畑地耕耘料	6,000円
コンバイン刈取	17,000円
水田・畑地プラウ	7,000円
マニアスプレッター(堆肥なし)	3,500円
箱育苗代(無処理苗)1箱	680円

※バインダー・コンバインによる稲刈は結束紐代を含まない。

3. 脱穀調整その他料金

種別	料金
稲脱穀料(ハーベスター)10アール当たり	7,500円
堆肥 1t当たり(堆肥舎渡し)	3,000円
堆肥・ワラ交換の場合の割合	堆肥 2トン ワラ10アール
防除(薬剤別)(10アール当たり)	1,000円
精米料(30kg当たり)	400円
米乾燥料(60kg)	900円 (半乾)600円
粃すり料(仕上り30kg当たり)	400円
ペーラー(10アール当たり)	4,000円

- ※1. 農作業賃金を除く料金は、消費税を含みません。
- 2. 本表の標準額は、各農業機関と協議の上定めたものでお知らせします。
- 3. 農作業賃金は、田植・水田除草・稲刈・畑作業等の一般作業をさします。
- 4. 圃場の条件、作業の内容等により通常と異なる場合は両者協議の上決定してください。

賃借料情報

【平成26年度適用】 (10aあたり)

区分	参考額
田	10,000円
畑	7,000円

*農地の状況等により貸し主と借り主で相談のうえ決定してください。

問い合わせ 農業委員会 ☎46-1378